

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、上牛池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）菖蒲池地区）を行うことについて平成23年2月8日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成23年2月25日から同年3月17日まで縦覧に供する。

平成23年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造